

夜間開講制

大阪保健医療大学大学院

社会人または 社会人経験のある方へ

教育訓練給付制度(製育訓練)により

支給されます

脳神経疾患身体障害支援学領域は、厚生労働省に 「教育給付制度(専門実践教育訓練)」を継続申請予定です。

教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)とは?

一定の条件を満たすことで、教育訓練経費(入学金・授業料) の50%(2年間で最大71万円) 相当が支給される制度です。 学費を納入後、半年ごとに支給されます。キャリアアップ・キャ リアチェンジを目指す在職者・離職者を支援する制度です。



修士の学位を取得し、雇用保険の 被保険者として雇用されている場合は

70%で専門実践教育給付金を再計算し、既支給分の差額が 支給されますので、36万8千円の追加支給を受けることが できます。最終的に合計107万8千円が支給されることとな るため、社会人の方は必見!

給付を受け取るための流れ

これまでの雇用保険による給付状況や諸条件により、 受給できない場合がありますので、最寄りのハロー ワークで、給付できるか必ずご確認ください。



専門のキャリア・コンサルタントによる訓練前キャリ ア・コンサルティング※1を受けて、就業の目標、職業 能力の開発・向上に関する事項を記載した「ジョブ・ カード」※2の交付を受ける必要があります。

*1 キャリアコンサルタントについては、最寄りのハローワークにお問合せください。*2 ご自身の能力や将来への希望などを整理し、明らかにしていくツールです。

対象となる人は?

本校に入学する時点で、通算して2年以上 の雇用保険の被保険者期間を有している在 席者または、過去に通算して2年以上の雇 用保険の被保険者期間を有し、入学日から さかのぼって1年以内の離職者

在職者 雇用保険の 被保険者期間通算 2年以上 (入学時点)

離職者 雇用保険の 被保険者期間通算 **2年以上** 離職日がさかのぼって 1年以内

申込期日は1ヶ月前

申請は、入学の1ヶ月前までに手続きを行う必要が あるので、キャリア・コンサルタントを受ける期間 を考え、できるだけ余裕をもって、ハローワークに 行くことをお勧めします。そうしたことから、本校 への早めのご出願をお勧めいたします。

[社会人のための夜間大学院]

保健医療学研究科・保健医療学専攻[生活機能支援学分野] ■脳神経疾患身体障害支援学領域「職業実践力育成プログラム」(BP)認定講座(専門実践教育訓練指定講座 継続申請予定) ■運動器疾患・スポーツ傷害身体障害支援学領域(一般教育訓練指定講座)

〒530-0043 大阪市北区天満1丁目9番27号 🔤 info@ohsu.ac.jp 吨 https://www.ohsu.ac.jp Ծ 0120-581-834